

## 4. 普及啓発

### < 検討課題 >

- 利用者への情報提供、普及・啓発について  
(対象となる団地: 全て)

### < 主な意見 >

- 地域住民は地域に住みながら地域のことを知らないのが問題。学校でも教えているが不十分な状況
- 普及啓発は、説明会の開催やチラシの配布のみでは市民の意識は変わらない。住民参加型の間伐体験、イベントの仕掛け、集落の人を対象としたツアーが有効。その際、地域住民が森林管理署の人と話すことによって意識が高まるなどの副次的な効果もある
- 既存の普及啓発のイベントや取組も参考になるので、森林生態系の普及等に活かすべき

### < これまでの主な取組(検討中も含む) >

- ・ 標識類の設置、HPへの掲載【林野庁、環境省、県、市町村】
- ・ 説明会、勉強会の開催【環境省、県、市町村、民間団体】

### < 対応方向 >

- 森林生態系の概要および保全管理のためのルールを記した看板の設置、パンフレット等の作成
- 関係機関と連携し地域住民等へ説明会やガイド育成のための講習会、住民参加型のイベントなどを実施

## 森林生態系保護地域のルール等を効果的に周知するための方針

### ◇ 「観光客」への周知

- 奄美群島から発信しているホームページは複数あり、様々な情報を得ることができる。これらを取りまとめて、観光地へ入る前の事前学習ができ、また森林生態系保護地域の利用ルール等も周知できるホームページを作成する。
- 観光バスでの移動中に観光客に向けてアナウンスをする
- 宿泊施設にパンフレットを置く。又は宿泊施設経営者からの口頭での注意喚起
- 観光業に係る業者やその他の官公庁が発行するパンフレットやホームページの中で「森林生態系保護地域」について紹介してほしい情報等について事前に資料・デジタル図面を準備し、保護林の情報が掲載されるように努める。

### 森林生態系保護地域の表示板、ホームページ、パンフレットからの情報発信

周知事項	ルール・条例・情報
森林生態系保護地域に関連する主な地域ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生動植物保護条例（奄美大島5市町村）</li> <li>・希少野生動植物保護条例（徳之島3町）</li> <li>・山羊放し飼い防止条例（奄美大島5市町村）</li> <li>・飼い猫の適正飼養条例（奄美大島5市町村）</li> </ul>
市町村、観光協会からの情報 (奄美大島観光物産協会公式サイト) (奄美大島観光協会) (奄美群島観光物産協会) (奄美まるごと情報局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光スポット、レジャー施設</li> <li>・宿泊</li> <li>・土産・特産品</li> <li>・食事</li> <li>・ガイド紹介</li> <li>・歴史、文化、島唄、方言</li> <li>・天気予報</li> </ul>

### ◇ 「ガイド」への周知

- 高いガイド技術を身に付け、奄美や徳之島の生物多様性に関する豊富な情報と知識を習得し、一定水準のガイド料と稼働日数が維持できるためには「ガイド認定制度の構築」が必要となる
- ガイドへのステップアップ研修の中で国有林と連携し、保全と利用の両立を目指した利用の在り方についての啓発する
- ガイドが参考にできる情報（他地域でのガイド講習、アドバイザーからの地域へのアドバイス、エコツーリズム学習の紹介）をホームページにて発信する
- 地元 NPO 法人と協同し、地域からエコツアーを生み出す

### ホームページ、パンフレットからの情報発信

周知事項	ルール・条例・情報
エコツーリズムに関連する主なルール (エコツーリズム推進協議会) (エコツアーガイド連絡協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主ルール</li> </ul>
ステップアップ研修・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロのガイド養成（受講後はガイド指導する資格取得）</li> <li>・自然を専門にする研究者との連携を図り、生物多様性等に関する知識を習得する</li> <li>・アドバイザー派遣から、地域ガイドへのアドバイスを獲得</li> </ul>
地域からエコツアーを生み出す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関係の活動を行っている、地元 NPO 法人と協同し地域からエコツアーを生み出す活動をしていくことによって、観光客の入り込みを地域的・時間的に分散化して環境へのインパクトを少なくしていく</li> </ul>

パンフレット・ホームページによる普及啓発事例

◇ 東京都の観光パンフレットだけでなく東京都の自然遺産地域である、小笠原でのローカルルールをまとめた「小笠原ルールブック」も掲載している。このような観光客目線で作りこまれたホームページにより、自然遺産地域に足を踏み入れる前から「自然公園、森林生態系保護地域、希少野生動植物への自主ルール」を学習し、観光の未体験者にイメージできるように客観的に伝えることができている。

小笠原ルールブック

➤ 小笠原ルールブック（平成 22 年度版）

東京都では平成 15 年以降に制定されたルールとガイドラインは 7 つにも及んでいる。ルールやガイドラインはその対象となる自然を専門にする研究者との連携を図り、地元ガイドと観光団体との合意を得て制定された。これまで制定されたルールとガイドラインは 10 以上にも及ぶが、これらは「小笠原ルールブック」という小冊子にまとめられ、観光客に配布されている。このルールブックは利用者目線に立った優良事例である。

小笠原ルールブックに掲載されているルールとイメージ画像

掲載されているルール	ルール制定団体
小笠原国立公園 (自然公園法)	環境省小笠原自然保護官事務所 小笠原支庁土木課
保護林制度 (森林生態系保護地域)	小笠原総合事務所国有林課 小笠原諸島森林生態系保護センター
種の保全法 (国内希少野生動植物種)	環境省小笠原自然保護官事務所
文化財保護法 (国指定天然記念物)	文化庁
南島・石門に関するルール	東京都小笠原支庁土木課
小笠原カントリーコード	環境省小笠原自然保護官事務所
ホエールウォッチング自主ルール	一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会
ドルフィンウォッチング・スィム	小笠原村観光協会
ウミガメ	小笠原村観光協会
イシガキダイ・イシダイ	小笠原母島漁業協同組合
オガサワラオコウモリ	小笠原観光協会
アカガシラカラスバト	小笠原総合事務所国有林課 小笠原諸島森林生態系保全センター
グリーンペペ (ヤコウタケ)	小笠原村観光協会
母島石門の自主ルール	母島自然ガイド運営協議会



小笠原ルールブック表紙



目次

**注・条例・制度等**

### ① 小笠原国立公園(自然公園法)

小笠原諸島は、島々と海のつながりなど優れた自然環境として自然公園に基き、父島と母島の市街地を観光地指定立地指定されています。国立公園内では、鳥獣、鳥類、爬虫類、魚類、両生類、昆虫類、植物類、菌類など多くの動植物が保護されています。

**規制される行為**  
樹木の伐採、土石の採取、指定動物の捕獲・採取等

▶父島は、東京の南約3,000kmにあり、その広さは千代田区の約4倍です。父島の中央にある中央山(1,198)の標高が約1,300mに達する美しい景観が広がります。

**注・条例・制度等**

### 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町ガゼガ2階  
TEL 04998-2-7174 FAX 04998-2-7175

### 小笠原支庁土木課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL 04998-2-2123 FAX 04998-2-2302

▶母島は父島の南約50kmに位置し、その広さは約27km<sup>2</sup>です。島中央に奥山(約453m)があり、島の南西部に島の最高峰となつております。

**注・条例・制度等**

### ② 保護林制度(森林生態系保護地域)

父島・母島の全面積のうち54%が国有林です。この国有林の保護と自然環境の保全・発展を目的として、小笠原諸島では2007年に「森林生態系保護地域」が指定され、保全管理計画を定めました。「森林生態系保護地域」では、自然環境の保全と観光の両立を図ります。

**注・条例・制度等**

### 小笠原総合事務所国有林課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL 04998-2-2103 FAX 04998-2-2650

### 小笠原諸島森林生態系保全センター

TEL 04998-2-3403

### 母島

小笠原国立公園のルール

森林生態系保護地域のルール

**注・条例・制度等**

### ③ 種の保存法(国内希少野生動植物種)

小笠原諸島では数多くの固有の動植物があり、特に生態系を見せる一方で、生態系・生態系の減少が心配される種があります。「種の保存法」では、絶滅のおそれのある種や希少な種を保護するために、採集・採取・殺傷・譲渡が禁止されています。また、あわせて個体の繁殖の促進・生息地の保護なども行われています。

**環境省小笠原自然保護官事務所**  
〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町ガゼガ2階  
TEL 04998-2-7174 FAX 04998-2-7175

※希少の鳥は、保護管理計画で定められているものです。

鳥類	オガサワラオオコウモリ
高鳥	ハバシメグロ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、シマノハヤブ、オガサワラウツクサ、アサギウツクサ
昆虫類	オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワライトトンボ、ハナダガトンボ、オガサワラハマミユウ
植物	ヒメタネウツリ、コヘラネレン、ムニンツツシ、シマノハヤブ、アサギウツクサ、シマノハヤブ、シマノハヤブ、コトバ、ウツクサノキ、カラコシムシロ

**注・条例・制度等**

### ④ 文化財保護法(国指定天然記念物)

「国指定天然記念物」は、わが国で学術上・芸術上の高いものうち重要なものを指定することを目的として、文化財保護法に基づいて指定されています。天然記念物に指定されたものは、文化庁長官の許可が必要です。

**文化庁**  
国指定等窓口:小笠原村教育委員会  
TEL 04998-2-3117

小笠原諸島に指定されたものとしては、下記のものが指定を受けています。

**特別天然記念物(1)**  
メグロ  
※メグロは小笠原島の村鳥であり、村のモチーフにもなっています。

**天然記念物(29)**  
オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、オガサワラシジミ、シマノハヤブ、オガサワラトンボ、オガサワライトトンボ、ハナダガトンボ、オガサワラマムシ、オガサワラセシジミ、オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、オガサワラゼミ、小笠原諸島産貝類(12種)、カサギイ、オカヤドリ、南島の淡水カサガイ、海産貝類

**注・条例・制度等**

### ⑤ 南島・石門に関するルール

東京都は、南島と母島一帯の自然環境の保全と観光の両立を図るために、小笠原支庁を指定し、利用管理計画の策定を行い、東京都自然ガイドの策定を行っています。このガイドに基づき、南島・母島一帯を利用する場合は必ずガイドを遵守する必要があります。

**東京都小笠原支庁土木課**  
〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL 04998-2-2123 FAX 04998-2-2302

**(2) 個別ルール**

名称	南島	母島石門一帯
利用時間	利用時間以外は立入禁止(下の地域を除く)	立入禁止
最大利用時間	2時間	規定しない
一日当たりの最大利用人数	100人(土曜・日曜・祝日)	50人(1日あたり5人)
制限事項	年3月以降の入島禁止(期間の指定)	観光客の入島禁止

**適正な利用のルール**

(1) 南島・石門共通ルール

- 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 東京都自然ガイドは、その身分を表示する胸章等を着用する。
- 定められた経路以外を利用しない。
- 動物、植物、木片、石など自然に存在するものはそのまゝの状態にする。
- 動物、植物、種子、昆虫などの移入を持ち込まない。
- 動物に近づかず見ない。
- 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- 岩などに着座をしない。
- ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

種の保存法、文化財保護法

南島・石門に関するルール

**ルール**

### ① 小笠原カントリーコード

「自然と共生するための10カ条」

貴重な動植物に富まれた小笠原を後世まで引き継ぐためには、行政のみならず市民が協力して自然環境の保全と観光の両立を図ることが必要です。このことから平成19年、環境省・小笠原支庁、東京都及び父島・母島の関係機関が、「小笠原を後世に伝えるための10カ条」を定め、小笠原カントリーコードを定めました。

- 貴重な自然環境を後世に引き継ぐ
- 自然環境に手を加えず、すべて持ち帰る
- 歩道は歩いて歩かない
- 動物を驚かし、追い立てない、持ち込まない、持ち帰らない
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす
- 移動時できるだけ自分のゴミを減らす

**注・条例・制度等**

### 環境省小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町ガゼガ2階  
TEL 04998-2-7174 FAX 04998-2-7175

**ルール**

### ② アカガシラカラスバト

東甲アカガシラカラスバト(サンクチュアリー)は、絶滅の危機にあるアカガシラカラスバトを守るため、アカガシラカラスバトの生息地に適した自然環境の保全・発展、アカガシラカラスバトの生息地をより適正な利用に導くことを目的に、2003年に制定されました。このサンクチュアリーは、東甲アカガシラカラスバトの生息地を保全し、小笠原諸島森林生態系保全センターを中心に、関係機関と協力して管理されています。

**設置場所: 小笠原父島 桑ノ木山国有林 小笠原父島 中央山東平**

**東甲アカガシラカラスバト(サンクチュアリー)のルール**

**A. 自然歩道** → 自然歩道は、自然環境の保全と観光の両立を図るため、利用者の安全を確保するための歩道です。

**B. 林内歩道** → 林内歩道は、自然環境の保全と観光の両立を図るため、利用者の安全を確保するための歩道です。

**注・条例・制度等**

### 小笠原総合事務所国有林課

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
TEL 04998-2-2103 FAX 04998-2-2650

### 小笠原諸島森林生態系保全センター

TEL 04998-2-3403

### アカガシラカラスバト

絶滅の危機にある動植物(絶滅危惧種)に指定され、生息地は現在、約400haの桑ノ木山(11)の国有林であり、大きさは約40cm、体重は約150gで、翼の長さ約10cm、体は光沢があり美しい。

小笠原カントリーコード	森林生態系保護地域内の希少種保護
-------------	------------------

- ◇ 森林生態系保護地域の表示板からの「観光客、ガイド」への周知
- 森林生態系保護地域の関連する主な地域ルールを「表示板」にて周知する
  - 保護地域入口又は林道沿いには、自治体や官公庁からの様々な情報発信として掲示板が設置してあるが、情報を受け取る観光客が見やすい掲示方法として掲示板を集約すると景観的にも環境に適していると思われる情報発信方法となる。
  - 森林生態系保護地との境界を周知するために、表示板設置箇所は「森林生態系保護地域への入り口、登山道の入り口」に設置し、観光客にもわかりやすい地図を掲示する。
  - 森林生態系保護地域内の「保存地区、保全利用地区」の境界を周知するために、団地毎またはエコツアールート毎にパンフレットを作成する際に詳細な地図を表記する。

表示内容（スローガン、標語）	表示板管理者
いきもの横断注意	希少野生動植物種保護管理事務所 鹿児島森林管理署 奄美野鳥の会
いつもでも残そう！奄美の豊かな自然	鹿児島森林管理署 奄美野鳥の会
奄美の森林資源を育てる	岩崎産業株式会社
観光地案内版	市町村、自治体

表示板からの情報発信

表示板の設置候補地	設置効果
森林生態系保護地域への入り口 登山道入り口	<p>【観光客への効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林へ入山する際に守るべきルールの紹介</li> <li>・ 登山ルート、エコツアールートの所要時間</li> <li>・ 踏圧による影響の周知</li> <li>・ 野生動物保護に関する紹介</li> </ul> <p>【ガイドへの効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存のルールを守らないガイドへの違反防止対策</li> </ul>
交通機関ターミナル	<p>【観光客への効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林生態系保護地域の希少な動植物の紹介</li> <li>・ 入山に際しての既存のルール紹介をすることにより、希少種の盗掘防止や外来種の持ち込み対策</li> </ul>

奄美群島における掲示板の設置事例

◇ 自治体や官公庁からの様々な情報発信として掲示板



奄美群島の保護林 (鹿兒島森林管理署)



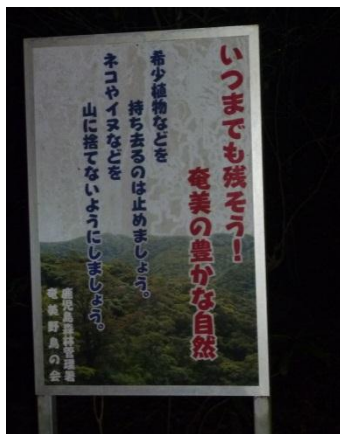
指定希少動植物捕獲採取禁止 (徳之島町役場)



明眼の森自然公園 (伊仙町役場)



明眼の森自然公園、捕獲採取禁止 (伊仙町役場)



いまでも残そう！奄美の豊かな自然 (鹿兒島森林管理署、奄美野鳥の会)



いきもの横断注意 (希少野生動植物種保護管理事務所、鹿兒島森林管理署、奄美野鳥の会)



観光案内版（市町村）

利用者目線とは言い難い看板設置の事例

◇ 関係機関の連携がとられず乱立された看板



乱立された掲示板



乱立された掲示板